



Title	拓銀刑事裁判によせて－経済学者の視点で－
Author(s)	濱田, 康行
Citation	事業再生と債権管理, 116, 156-161
Issue Date	2007-04-05
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/20468">https://hdl.handle.net/2115/20468</a>
Type	article
File Information	takugin.pdf



# 拓銀刑事裁判によせて —経済学者の視点で—

北海道大学経済学部  
濱田 康行

## 〈はじめに〉

平成9年の11月17日、北海道拓殖銀行破綻の衝撃が走った。あの“たくぎんさん”が倒産する訳がない。危ないという噂は聞かされていても、どこかで大丈夫だと思わせる、長い歴史の中で培われた信頼のようなものが私達の心の底にあった。しかし、“まさか”は現実となった。そして、あれから10年の月日が経過する。

テンポの早い経済界において10年といえばひとつの時代を示す長さであるが、拓銀をめぐる司法界の出来事は未だに決着がついていない。

拓銀裁判には民事と刑事の2つがある。民事は、原告の整理回収機構が拓銀の当時の取締役達を訴えた損害賠償請求事件であり、平成18年3月2日札幌高裁判決が出た。刑事は、背任（本稿では商法上の特別背任を背任と一括する）をめぐる争われ同年8月31日札幌高裁で判決が出された。本稿では後者を取りあげる。

## 1. 事件の概要

拓銀は平成6年から平成9年にかけてソフィアグループ（現・美容店のチェーンを運営するソフィア、テルメというリゾート施設を運営するタウンステルメ、そしてホテル会社等で構成）に融資をしたが、これを実行した当時の頭取2人（本稿では就任順にXとY）に特別背任罪、融資を受けたソフィアの会長（当時・・・Zとする）が共謀共同正犯に問われた。

私は法律の専門家ではないが、金融論の研究者として、さらにまた北大赴任以来“たくぎん”を見守ってきた者として、一つの見方を示しておきたい。一審は無罪、控訴審は有罪となり、被告側の上告により判断は最高裁判所に委ねられたが、そこで確定すれば、将来にわたり金融界とその経営者を律する重い判例となる。それは我が国の金融制度のあり方に重大な影響を与えるであろう。

## 2. 経済と法律

経済学者は経済が社会のすべてだとは決して考えていない。経済活動は人間の活動の一部であると考えているが、どのような一部分なのかについては簡単ではない。マルクスに代表される唯物論の系譜は経済下部構造説を主張し、これには社会学者ダニエル・ベル等からの反論があるが、ここでは、経済は社会という大きな円の内側にある内円であるとしておこう。外円、つまり社会は人の集まりである。多くの人々が社会を構成するようになったとき、調整のための社会的規範が必要となる。

経済を社会の内円と仮定したが、この内円にも上記の社会の規範が及ぶ。それが内円の

意味だが、経済という内円は次の 2 つの特徴を持つ。まず第一に、規範や法律などの干渉が強いと活動力が低下する。経済活動は規制・規則がない方が効率的に動くのは経験的事実である。内円である経済が全面展開して社会を覆いつくした体制である資本主義が歴史的に出現するには自由主義思想による地ならしが必要だった。最大の不自由は身分制であるから、人々を“自由”にするブルジョア革命は資本主義発展上の必要条件であった。

第二に上記より経済活動はまったくの野放図と見られがちだが、そうはならないところが経済という内円の第二の特徴である。ここには、この内円を律する独自の法則＝経済法則があり、その法則を生み出す場は市場と呼ばれる。経済という内円で活動するものはすべて市場の法則に従うのである。経済内円には自生的な秩序があり、必ずしも気ままな世界ではない。

社会の秩序（法律）は、経済界の秩序・法則を補完する。経済の秩序だけでは経済界はうまく機能しないからである。その理由のひとつは、経済法則が機能するのは経済世界が経済人（合理的な経済活動をする人）で構成されているという前提、いわば善良な人々だという前提があるが、実際にはそうではないからである。

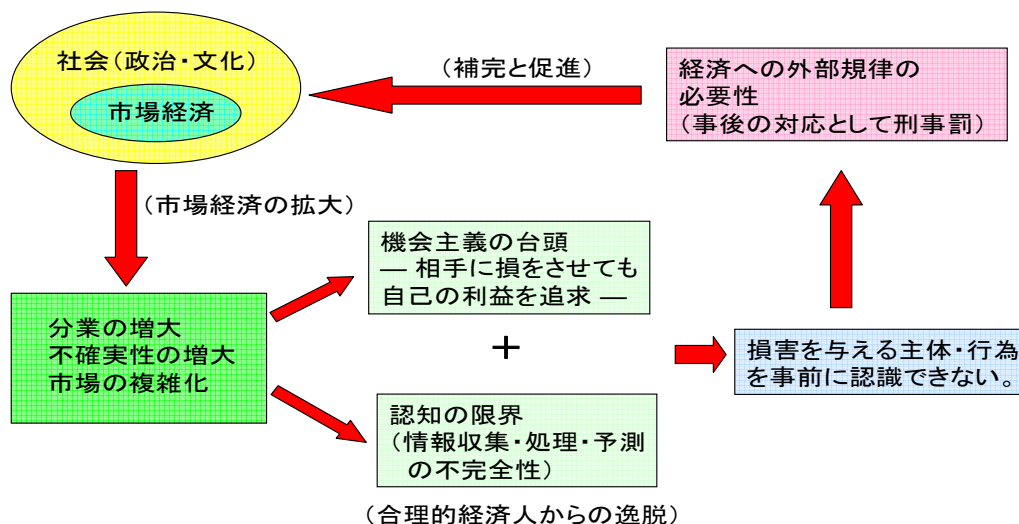
法律には経済分野を律する独特のものがある。刑法でいう詐欺罪や、今回取り上げている背任罪である。私有財産制度を守る善良な経済人だけを前提にしていれば、詐欺、横領、背任などは生じないはずだから、これらを罰する規範は市場法則の守備範囲にない。しかし実際には生ずるから、そのところは社会の規範がこれをカバーする。これが補完の意味である。別の表現をすれば、社会の規範は内円を律する経済法則を貫徹しやすくする。

内円が充実してくると、内円で生じた規範が外円の社会に向かって拡大していく。いわゆる経済私法の生成であるが、いわゆる公法・刑法に属する部分は内円では生まれない。経済にとって刑法体系は外から来るのである。

問題は、この補完の関係である。経済の内円は自律能力を持つが、その能力をより完全なものにするために外円で生じた規範が引き込まれるのだが、それがあまりに行き過ぎると、不自由を嫌う経済は非効率的になり不活発になる。以上の関係を示したのが【図 1】である。

【図1】

## 経済への外部規律の発生経路



(濱田研究室作成)

### 3. 拓銀の特殊性

企業には歴史がある。長ければ長い分だけ、その企業独特の性格が形成され、やがて分  
 かり難い資質となる。企業が合併するときなどにしばしば問題になるのは、こうした企業  
 の風土であり、それぞれの歴史で醸成されたものである。

拓銀も例外ではない。98年の歴史は拓銀に多くの個性を与えた。1899年、拓銀は国の銀  
 行として、特別法で設立された特殊金融機関であった。そもそも民間の銀行には「北海道  
 の拓殖事業ニ資本ヲ供給スル」ことはなしえなかった。開発の主な目的は資源開発だっ  
 たら、それ自体リスクが高すぎた。長きにわたって、拓銀は北海道の開発政策の実施機  
 関であり、その仕事を通じて北海道民の間に信頼を得ていった。戦後、普通銀行に転換してか  
 らもこの性格は維持され、北海道で少し大きな開発プロジェクトがある際、関係者がまず  
 相談に行くのは拓銀であった。

北海道の経済界の要職のほとんどは拓銀の頭取経験者で占められ、政治力も持った。表  
 向き、金融機関は選挙で中立を装うが、実のところ自民党の後見であり、立候補者の多く  
 はまず拓銀の頭取への挨拶に出向いたのである。

拓銀は三大都市圏以外に立地する唯一の都市銀行であったから、まさに北海道では別格  
 の存在であった。その地位の特別性は、東京・大阪のはるかに規模の大きい都市銀行に匹  
 敵したが、大手との違いは取引先企業に一流の大企業がきわめて少なかったことである。  
 貸出先リストをみれば、当時トップランクの地方銀行にも見劣りがした。北海道における  
 ステータスの高さと、銀行としての全国的な評価のギャップが拓銀の当時の基本行動を説

明する。そのひとつが、総合開発部が主体となって推進したインキュベーター路線である。本稿の対象とする融資・背任事件もこの延長線上で生じた<sup>1)</sup>。

拓銀が、農地法違反\*の露見をこれほどまでに恐れたのは、拓銀の社会的・政治的ステータスが高く、それを守ろうとする意識が強かったからである。経済的・経営上だけで考えれば、預金総額 8 兆円の銀行は 100～200 億円の損失を乗り越れたであろうから、本件で背任対象となる融資を避けえたのである。他の銀行なら、そうしていたかもしれないが拓銀にとってそれは歴史を失うに等しいことだった。

\*ソフィアが買収しようとしていた土地は農地であったため農地転用等の関係許可認可を得る必要があったが、当面はそれが困難なため地権者に融資という形で買収を進めていた。拓銀はその資金を、子会社を通じて供給していた。これが農地法違反の疑いがあるとされた。

#### 4. 争点

争点は背任である。特別背任罪が成立するには、経営者に任務違反の行為があっただけではなく、経営者自身や第三者の利益を図ったり、会社側に損害を与える目的でその行為を行ったという「図利加害目的」が立証される必要がある。本件では、「図利」目的の有無が最大の争点となった。一審では、頭取らが責任追及を恐れるあまり自己保身、つまり自分の利益を図るために任務違反の融資を続けたとの検察側の主張を「合理的な疑いが残る」と退け、無罪が言い渡されたが、控訴審では逆に、「自己保身から融資を決定したことは明らか。融資先にも利益をもたらした」と自己と第三者の両方への「図利」が認定され、有罪判決が導き出された。

そこで、まず任務違反という行為について考えてみよう。対象になるのが平成 6 年 4 月から 6 月末になされた融資（計 8 億 4000 万円）と同年 7 月から平成 9 年 10 月までの融資（計 77 億 3150 万円）である。これ以前のほうが融資額としては多いのだが、それらは時効である。

第一審も控訴審も、これらの融資案件がどの日付の融資会議あるいは経営会議に附議されたかを必ずしも明らかにしていない。そこで、案件が実施される前後の会議での関係者の発言を、裁判資料をもとに整理してみよう。

##### （1）平成 6 年 5 月 16 日と 19 日の経営会議

16 日にはタウンステルメに運転資金として 2 億 5000 万円、テルメホテルに約 10 億円の貸出が承認されている。19 日は本件に係わる茨戸地区の開発計画の方針変更だけが議題である。両会議とも議事録上は融資の善悪について議論された形跡はない。一方、6 年 7 月から 9 年 10 月までに行われた融資についてはいつの会議に諮られたのか不明である。では裁判所の判断は何に基づいているのか。

ソフィアグループのホテル・開発関係への融資が行われたのは昭和 61 年頃から始まり長期にわたっている。その間、幾多の会議で与信先の状況が話し合われたようだ。

平成5年7月5日の経営会議ではソフィアへの融資（ホテル建設資金、およびホテル会社の運営資金への融資、計70億5000万円）が附議されている。

この会議では、ホテル建設の無謀さとホテル会社の不採算などが重役陣によって語られており、ヤオハンの撤退可能性など開発計画に重大な影響を及ぼす懸念が示された。そして一部の取締役が「白紙撤回」（ソフィアへの融資を断ち切りプロジェクトを中止することと推量・・・濱田）を口に出す。

「白紙撤回した場合・・・どうなるの」（N）（ローマ字は発言者のイニシャル）

「白紙撤回については・・・も考えました」（W）

「白紙撤回すると・・・市との関係も悪化し問題になる」（T）

そして次の発言になる。

「今日は時間がないので緊急の事項であるテルメインターナショナルホテルシステムに対する11億5000万円およびソフィアに対するホテル設備資金59億円については御承認いただきたい。」（被告Y）

一部の取締役から「白紙撤回」が出ているなか、たいした時間もかけず承認してしまっている。当日は、ソフィア各社の決算状況が資料で示されている。平成6年3月末の見込み経営利益が52億円の赤字（平成5年5月が8億円の赤字）であり、拓銀からの融資は総額480億円（1年間で約100億円増加）である。会議資料の「問題点」という項目の見出しには「投資過大、借入過多であり、恒常的赤字続く」とある。対策はソフィアという会社の経営組織を改革すること。しかし、それにはオーナーであるZの処遇という難題があった。「Z会長が経営権を持った状態ではリストラは困難である。」との認識が示されていた。資料の最後には次のような文言もある。

「現状の収支状況からいって長期に亘って返済財源のない貸出を行うことは、非常に問題があるが・・・当面最低の資金対応はやむを得ない。」

控訴審判決はこのあたりの事情を勘案し、融資は“実質破綻”状態にあったソフィアへの赤字補填金と断じている。そして、望みとして提案されたソフィアの再編案の実現可能もきわめて少ないとし、当該融資を背任と結論づけた。

おそらく多くの銀行家、金融専門家が現時点で上記の状況を検討すれば、融資せずの結論を下したであろう。この融資が異常であったことは否定できない。

## 5. 図利加害目的

ではなぜ当時の取締役達はこのような“異常”を容認し融資の実行を決めたのか。これは、背任罪の要件である図利の所在問題でもある。

少し視点を変えよう。A銀行が企業Bに融資をする。その返済可能性がないとすれば（100%ゼロということは融資の時点では言えないから、限りなく少ないと表現すべき）、その融資をした取締役は少なくとも忠実義務違反だろう。しかし、そういう判断は、A銀行とB企業という1対1の関係だけを取り出して見た時の判断である。実際にはA銀行はこの取引だけをしているのではない。もしBとの取引停止によりBが倒産し、その結果、様々

な問題が生じ A 銀行全体の将来の危機が予想されたら、銀行を救うために（結果的には他の取引先、預金者、従業員、株主という利害関係者を救うために）あえて B との取引を続けるという判断はありうる。経営者は、なによりも会社を維持する責任があるから、このような大局的な視点での経営判断は大いにありうる。

もちろん経営判断であればすべて合理的であるというのではない。判断に十分な資料に基づき、必要な時間をかけているかが問われる。また合議であれば議論の密度が、そして個人の判断であれば熟考したかどうか問われる。本件につきこれらを証拠で検証するのは難しいが、ソフィアについての議論が平成 3 年から平成 7 年頃まで何度もなされ、多くの取締役が発言していることは控訴審判決にも示されている。

## 6. 現実的危険

本論に戻ろう。ソフィアへの融資を白紙にすると拓銀にどんな不具合が生じたのか。控訴審判決は次のようにいう。

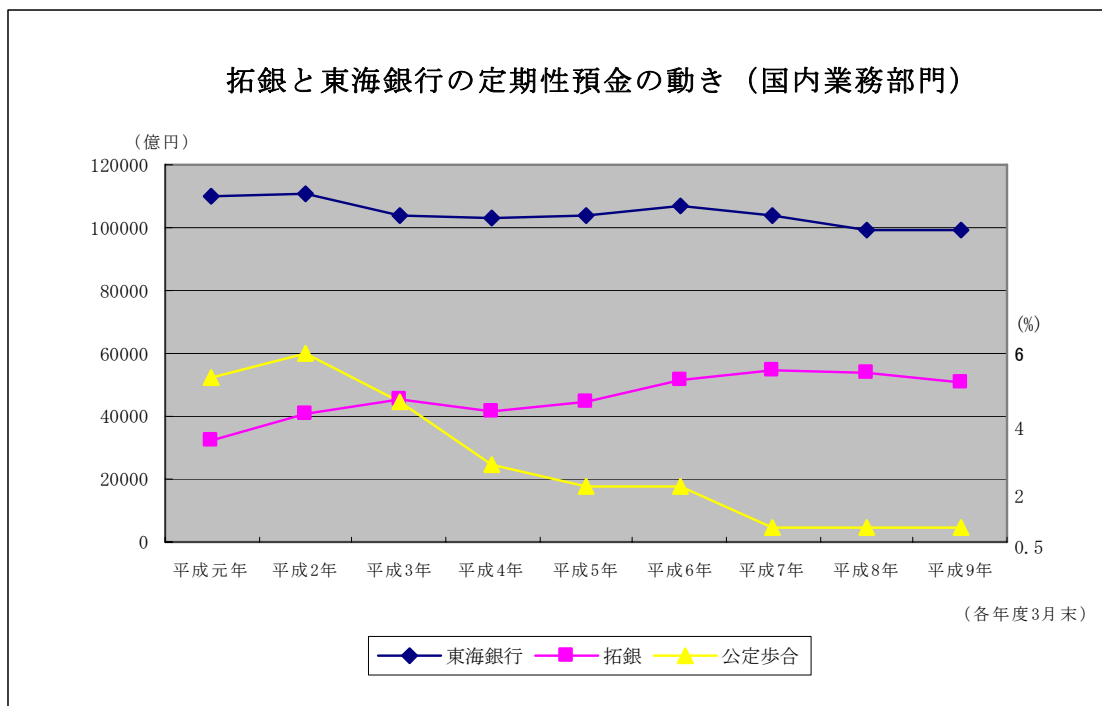
「融資打ち切りによる拓銀の信用低下があったとしても、当時、そのことが拓銀の破綻をもたらすような現実的危険はなく、現に被告人 Y を含め当時の拓銀経営陣はそれを危惧していなかったし、それが議論された形跡もない」（二審判決、257 頁）。

経営会議等で議論された形跡は確かにないが、これをもって拓銀の現実的危険を取締役達が認識、あるいは感じていなかったとはいえない。認識していても言葉に出さない（そのほうがよい）ことはあり、かつその認識が経営判断の基礎になることはありうる。

控訴審が“現実的危険”がないとした根拠として推測できるのは拓銀の預金残高と株価の推移である。【図 2】は拓銀の定期性預金（国内分）の動きを、東海銀行（現三菱 UFJ 銀行）のそれと比べている。これによると、平成 4 年～平成 7 年までは預金は増加している。平成 2 年から公定歩合が下がり始め、預金獲得にはよい環境でないにもかかわらず、である。

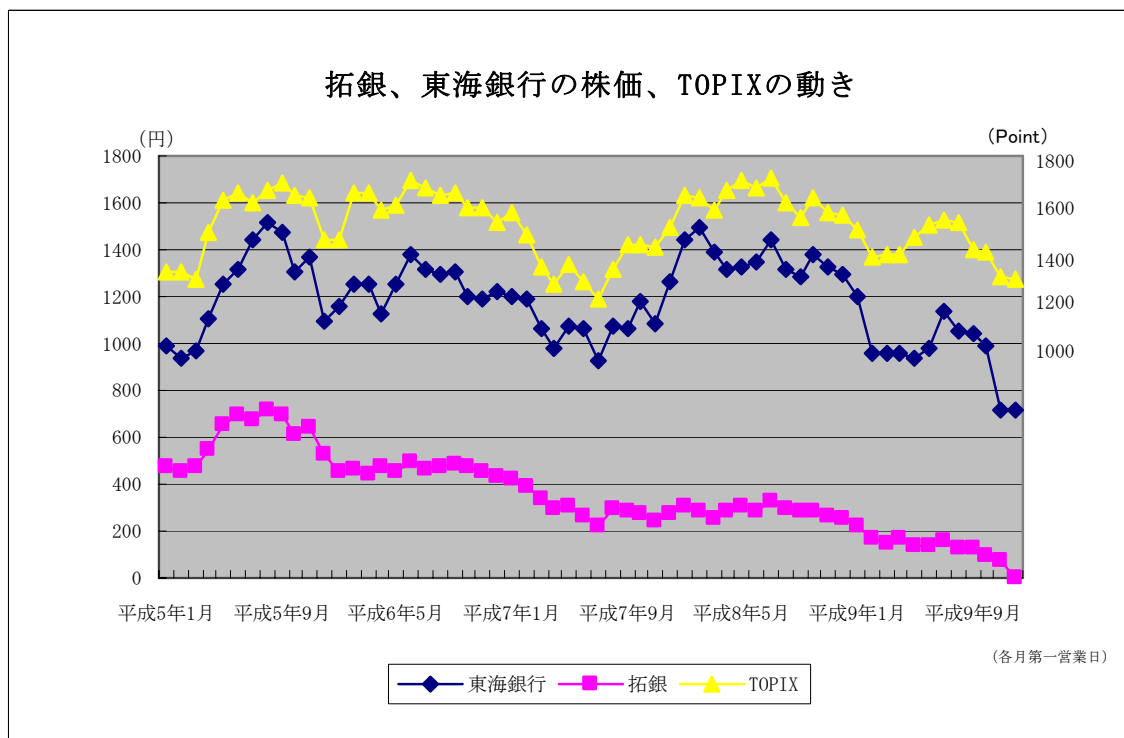
次に株価であるが（図 3）、平成 5 年から平成 6 年 7 月頃までの動きに特に目立ったものはない。東海銀行の株価（他の大手もほぼ同様）が上昇し始める平成 8 年から 9 年に、拓銀株はほとんど上昇していないから、この頃になると“ひとり負け”がはっきりしてくる。TOPIX と比べてもそれは明らかで、拓銀の危険な状況が市場に認識されてくるのはこの頃である。

【図 2】



(濱田研究室作成)

【図 3】



(『北海道金融月報』より濱田研究室作成)

だから平成 6 年から 7 年にかけては、外見上、拓銀の危険はなかったといえるが、実際には一般株主や預金者は知ることができない事情が進行していた。それはまず経営会議での融資担当部長の発言にみることができる。

「このグループを整理するに当って一番悩ましいのは、単に貸金の損切りだけで済ませられない法律違反をめぐる「政」・「官」「財」の各界に亘るスキャンダラスな面がつきまとうということだと思います。」（平成 7 年 1 月 27 日の経営会議録）

「この間ソフィアを生き残すことが必要（死んだら地獄を見る）である。生き残す為には現状で赤字と利息追貸で 40 数億円のニューマネーが必要である。」（同上）

判決文では同人が「倒産させれば当行の致命傷になりかねない」（判決 92 頁）と発言していることも示されている。

致命傷とか地獄というのは何か。それは、本件融資が農地法違反に絡んでいたこと、ここに行政なども関係していた疑いがあり、まさに“スキャンダラス”（同部長）であったことだ。ここでいうスキャンダルは、文脈からいって特定の個人のそれではなく、拓銀という銀行が政官を含めて法律違反の可能性のある行為をしていることを意味している。もちろん、経営のトップにとっては会社のスキャンダルは彼ら個人のそれにもなりうる。しかし、本件の場合、被告達が自己のスキャンダルと認識する程度はさほど強くなかったと思われる。それは、彼らに継承者という意識（つまり事件の源を発生させたのではないという意識）が強くあったからである（特に Y について）。当時であっても、インキュベーター路線を主に進めたのが誰であったかは、銀行内はもとより広く北海道経済界でも認識があったし、周囲・世間がそう認識していることを彼らは知っていたからである。

では、なぜ拓銀自身のスキャンダルが困るのか。この点を推量するために、先に述べた拓銀の北海道における特別な位置を考慮しておく必要がある。要するに、高い地位にありそれを守らなければならない者はスキャンダルに弱い、特に政治的なそれに弱いのである。

破綻後の平成 10 年の 3 月になって拓銀が当時受けていた大蔵省検査の資料が公表された<sup>2)</sup>。これによると、利息を支払えない先への利息分の融資（追い貸し）が平成 3 年から平成 5 年にかけて 129 億円増加していた。追い貸し自体は禁止されてはいないが、利子率を 4% として計算すれば約 3000 億円の不良債権が増加したことになる。また平成 6 年の検査によると拓銀全体の不良債権は要注意先まで含めると 2 兆 499 億円であった（平成 3 年では 2851 億円であるから約 7 倍に急増した）。この頃の拓銀の預金（国内分）は 5 兆 1700 億円であるから不良債権比率は約 40% にもなる。この不良債権の額は、平成 8 年の日本銀行の考査でも確認されている（回収懸念 6000 億円、回収にやや不安のある債権 1 兆 5000 億円）。こうした事態を経営陣が知らないわけがない。

また平成 6 年の検査は、「バブル崩壊による関連会社を含むノンバンク、建設、不動産関連融資の悪化が大きい」とも指摘している。ソフィアへの融資はまさに建設・不動産であり、その一部は子会社のファイナンス会社を経由していたから、事が露見すれば、拓銀が改善の努力を何もしていなかったことが天下に明らかになる。

さらに「内部管理がよくないため現金の着服、出納問題の事故が多発している」との指摘がある。平成 6 年には拓銀の内部組織はかなり病んでいた。それが当局によって指摘されているのだから、これも現実的危険でなくてなんだろう。この間の何度かの検査で拓銀は大蔵省から常習犯としてかなりマークされていたようだ。

危険の認識を醸成させるいくつかの出来事があった。既述したが平成 6 年 8 月から 9 月にかけて大蔵省検査があり、ここでソフィアへの融資について検査官の厳しい判断が示されていた。これは判決でもしばしば言及されているが、拓銀側にかかなりの衝撃を与えた。さらに平成 6 年の 12 月には大蔵省から「決算承認銀行」<sup>3)</sup>の指定を言い渡されてしまう。このことは「行内でも首脳ら十人前後以外は誰も知らない極秘事項として長く伏せられた」(注 3 の北海道新聞、同上書、81 頁)のである。さらに平成 6 年度決算は赤字となり(発表は平成 7 年 5 月)、ムーディーズによる拓銀の格付は最低の E ランクとなる。

スキャンダルについて言えば、平成 6 年 2 月の札幌市議会で野党議員が茨戸地区の農地法違反問題にふれ「きな臭い」「黒い霧」などという表現を用いて市当局を追求し、同年 3 月には札幌市が国土法違反の疑いでソフィアを注意処分している。つまりスキャンダルの危険は拓銀のすぐそばまで迫っていた。拓銀と札幌市の長い付き合い、浅からぬ縁が皮一枚の防波堤になっていたようだ。

以上を勘案すれば、当時の拓銀に現実的危険がないとはいえない。

ソフィアのスキャンダルが露見すれば、経営環境は一層悪化し“致命傷”になる可能性があった。ソフィアへの融資は返済されない可能性が高く、そのこと自体を程度の差こそあれ各取締役は認識していたが、拓銀全体の保全のため敢えて融資を継続しソフィアを存続させて時を稼いだと推察される。個別の案件だけを切り離してこれをみれば、任務違反であるが、その意図は銀行の保全にありまさに本人図利であった。もともと人間だから、自分のことを大事に考えない人はいないが、それが主要であったとは言えない。むしろ、組織が危機にあるときはまずそれを救うことが先決だ。敢えていえばそれで自分も救われるが、ここで自分を優先して考える銀行経営者は想像しにくいのである。

最後の論点は、時を稼ぐことの意味があったかどうかである。ビジネスの世界では、最悪の状況の企業がある期間後に良くなるということがはありうる。そういう状況変化が生じる要因の 1 つは、経営陣の一新、もう 1 つは急速な景気の回復である。前者は日産自動車の例、後者は非常に多数の例がある。本件でも、ソフィアの経営刷新は模索されている。もともと、それがうまくいく可能性は Z 会長の問題から難しかったが、後者の景気動向はまさに神のみぞ知るである。平成不況がかくも長く続くとは誰も予想できなかったのだから、当時、時間を稼ぐことに意味がなかったとは言えない。追加融資は銀行としてありうるべき判断である。

## 7. あとがき

この事件の立件がもし数ヶ月遅れていたら、被告の X は“時効”であった。彼は平成 6

年 6 月に退任しているから罪に問われた期間は 3 ヶ月程である。与信調査委員会（大蔵大臣の命令で拓銀内に設置された委員会）の報告書は平成 10 年 9 月に出ていたのに、検察庁はなぜもう少し早く行動を起こさなかったのだろうか。むしろ、間に合わせたのだろうか。

“もうひとりの被告”には、関係者の同情が集まっている。最後のバトンを握らされただけ、と考える人は多い。もし、立件が遅れていたら、拓銀の破綻に関係したと思われる人々の多くは時効で、対象者は同情を集めている彼ひとりという事態になったかもしれない。告発側もこれだけは避けたかったろう。

“もうひとりの被告”が自己図利を中心に考える人だったら彼は人生の選択を間違えたともいえる。拓銀は彼が頭取になった時すでに危機的状況にあったから、“最後の人”になってしまう可能性は充分にあった。もちろん、そうせざるをえない“しがらみ”はあったろう。しかし、それだけではないだろう。一方にある拓銀の危機、他方で親ともいえる大蔵省は“大手 20 行はつぶさない”<sup>4)</sup>と約束している。彼の頭の中ではこの 2 つの要素が天秤の皿の上で微妙に均衡していたのではあるまいか。

預金残高 8 兆円からすれば、ソフィアの一件は致命的損害にはならない。しかし、政治的スキャンダルという重いおまけをつけて均衡している天秤の皿に乗せたらどうだろう。均衡は一気に崩れる。だから恐かったのだろう。だから問題先送りしかできなかった。

「拓銀は金融システム安定化・公的資金の導入のための脅しというか見せしめに倒産させられた、という思いが北海道の人々には残っている」（村上龍『希望の国のエクソダス』文藝春秋、2000 年、402 頁）（拓銀事件の後に、巨額の国家資金が用意され、大手銀行に資本注入がなされたのは事実である）。

資本主義社会の物的基盤は経済活動であり、主にそれを支えているのは企業である。企業は様々な要素から構成され、経営者は不可欠な要素の 1 つである。その経営者の判断が結果責任で、法で裁かれる。時には一罰百戒とばかりに刑法まで適用されたなら、経営者を引き受ける人はいなくなるのではと危惧する。そんなビジネス界の声が法曹界の至高の地（supreme）に届けばよいのだが。

---

<sup>1)</sup> 平成 2 年 10 月の組織改編で発足。当時、伸び盛りの注目企業のみを所管する戦略部門。営業（融資の実行）と審査部門を一緒にしたところに特色があったが、これが問題を招くことになった。

<sup>2)</sup> 別件で野党が国会で要求し公表された。

<sup>3)</sup> 事前に決算内容を大蔵省がチェックするもので、事実上の大蔵管理銀行になったことを意味する。

<sup>4)</sup> 平成 7 年の 8 月当時の大蔵省銀行局長が外国人向けのある講演会で「大手行は絶対心配をかけないと約束していい」と発言、これが 20 行はつぶさないという“国際公約”になる。また平成 9 年 2 月には上記局長発言を意識してのことかどうかは不明だが、三塚大蔵大臣が「大手 20 行はつぶさない」と衆議院予算委員会で発言している。